

守山 YEG 優待カード規約

第 1 条(団体会員規約)

守山 YEG 優待カード規約(以下、本規約という)は守山商工会議所青年部(以下、当団体という)の会員(従業員を含む)が優待サービスを提供・利用する会員等に適用するものであり、会員は本規約に基づいて利用契約を締結する。

第 2 条(本規約の変更)

- 1、本規約は事業・運営上の都合により、変更することがある。
- 2、当団体は前項による本規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日の 1 ヶ月前までに本規約を変更する旨及び変更後の規約内容とその効力発生を当団体ウェブサイト(www.moriyama-cci.or.jp/yeg)に掲示する。

第 3 条(優待カード資格の取り消し)

次のいずれかに該当した場合、当団体は会員に通達し会員資格を取消することができる。

- ① 会員カード裏面の情報に虚偽の記載をした場合。
- ② 当団体から退会・除籍となった場合または従業員が退社した場合。
- ③ 第 4 条に反する場合。
- ④ その他、当団体が会員として不適切と判断した場合。

第 4 条(反社会的勢力に関する表明・保証)

会員は、自己が暴力団、暴力関係企業・団体その他反社会的勢力でないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者でないことを表明し、保証する。また本条に反したことにより当団体に損害が生じた場合、損害賠償を請求することがあることを了承する。

第 5 条(有効期限)

毎年 3 月 31 日を有効期限とし、解約の申し出がない限りは自動更新となるものとする。

ただし、当団体が継続しないと判断した場合、消滅するものとする。

第 6 条(協議)

本規約に定めのない事項または解釈に疑義の生じた事項については当団体が誠意を持って協議の上、解決するものとする。ただし優待参加店舗とカード利用者のトラブルにおいては参加店舗と利用者の間で円満に協議の上解決するものとする。